

厚生常任委員会

平成18年2月14日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎浦野 圭司

○三木 誓士

木田 守彦

里川宜志子

中西 和夫

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	西川 肇
同 課 長 補 佐	寺田 良信	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
健康推進課長	清水 孝悦	同 課 長 補 佐	植村 俊彦
環境対策課長	清水 建也	同 課 長 補 佐	勝眞 基好
同 課 長 補 佐	乾 善亮	同 課 長 補 佐	栗本 公生
住民課長補佐	清水 昭雄		

3. 会議の書記

議会事務局長

浦口 隆

同 係 長

猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午後1時30分）

署名委員 里川委員、中西委員

委員長 委員のみなさんにはご苦労さまです。

全委員出席されておりますので、ただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（町長挨拶）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を、私より指名いたします。

署名委員に、里川委員、中西委員のお二人を指名いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに継続審査案件であります（1）（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

西川福祉課長。

福祉課長 継続審査案件であります（仮称）総合福祉会館整備計画について、ご説明申し上げます。（仮称）総合福祉会館整備計画につきましては、前回の委員会で報告いたしましたとおり、建設用地の確保に向け、地権者との交渉がまとまった状況であります。前回、用地についてのご報告をさせていただきましたが、その後、北側と南側で分かれておりました、用地の間の、2筆、2つの所有者の方がありましたが、その東側の土地についてであります。測量の境界の立会を依頼しました際、買収できる方向にまとまりつつある状況であります。建設用地の全体の利用を考える上で、有効利用のための買収の計画を考えております。面積につきましては、中間の東側の部分ですが、約1,000平米となっております。これを加えますと全体で約1万1,000

0 平米となります。現在、その他の各地権者の方にお会いして、買収単価の提示をさせていただきまして、ご了承を得ている状況であります。現在、用地の測量、事業認定、税務協議等の手続きを今、進めている状況でありまして、18年度には、来年度には実施設計の方向、19年度には着工、20年度に完成、という計画で今進めている状況でございます。用地の買収につきましては、18年度で北側の部分を買収していった、南側の部分につきましては、19年度で買収予定計画で進めさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、(仮称)総合福祉会館整備計画についてのご報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

里川委員 今、説明を聞いてて、ちょっと安心をしたんですけども、この計画については、用地の取得が事業の大方を占めると。取得の方の目途がつけば、大方この事業について、重要な部分がクリアできたような状況になるんですが、ただ、今の課長の説明の中で、18年度には実施設計の方もしていきたいという風に言うていただいたんで、ちょっとその事で気になる事があるんですが、この総合福祉会館、この計画については策定委員会も設けて、私もそこへは入らせていただいて、いろんな事言ってきましたけれども、この間ですね、この土地の取得に関してなかなかうまくいなくて、この間ずっと年数が経って来ますが、この間に介護保険や障害者の問題、こういった福祉に関する制度なんかが大きく変わってきてるんですね。ですから、策定委員会で色々協議はしたものの、この間の制度の改正があったもの、それらの事業に見合う、やはり実施設計の方、していただきたいなという風に考えるところなんですけど、その点のところはどんな風に考えておられるのか、確認しておきたいなと思います。

福祉課長 今、里川委員からご質問ありました通り、策定委員会で決めていただきました総合福祉会館整備基本計画につきましては、平成14年3月に策定したものでございます。その間、制度につきましても、介護保険、または障害者の制度につきましても、言われますように制度が大きく変わっている状況でございます。そういう事もありますので、18年度以降、先ほど実施計画していくという事申しましたが、その中で十分、これらの面も含めまして、検討しながら設計の方、またやっていくという事で考えております。

里川委員 そしたらそれで、今の制度に見合うような形で十分検討して頂きたいという事を要望しておきます。

委員長 他にありますか。木田委員。

木田委員 今まで懸案となっておりました、用地がまとまりつつ、まとまったと言い切ってもいいのと違うかなと思いますねけども、前回では、間が抜けたような格好になっててんけど、それが結ばれたような格好になって、これでちょっといい格好になったん違うのかなと思いますねけど、やはり、施設はなんぼええのできても、そこに魂がこもってなかったら、何もならんと、私はそういう風に思いますので、設計の段階です、我々委員会の意見とか、ある程度は、設計の基本とか、そんなんに沿ってはいかんないかんと思うけど、我々、今までにいろんなところ視察研修してですね、見聞を広げさせていただいた、そういう意見もくみ上げていただいて、それを十分に活用していけるような施設にしていきたいなと思いますねけど、それはまあ、費用の問題も色々ありますよ。だけど、基本的にはやはりそういう風に進めてもらえないのかなと思いますねけど、今の段階では設計も何もまだできてないような状況なんですけども、そういう風に進めてもらえるのかどうか、ちょっとそれだけ聞かせてもらいたいなと思います。

町 長 当然、議員の皆さん方のご意見等伺って参りたいという中で、一定の方向でまとめていただいて、町に提出をいただくという中で、私の方も以前から設計等については、プロポーザルをしていきたいという事で考えておりますから、そういう意見を集約していただいて、町と整合して、こういうものを取り入れてほしいという事の要件を出して、プロポーザルをしていきたいという気持ちもございますから、当然、今、里川委員もおっしゃったように、やっぱり当然そういうご意見をいただいて、やっぱりみんなが納得のいく、使いやすい施設として、やっぱりご利用いただくことが一番ベターじゃないかなと思っておりますので、できるだけ年度変わる中で、委員会としてもそれをまとめていただくというのか、整理をいただいて、私の方にいただいて、検討して参りたいと思っております。

木田委員 頼んでおきます。

三木委員 今、この間の空いてる土地のご説明いただきました。この件については、以前も私も、歯抜けになってるので、何とかならないのか、という質問に対して、土地の値段が地権者と合わないので、たぶん無理だろうという回答をいただいたような記憶があるんだけど、1,000平米、確認ですけど、この地域は、西側含めてだけど何平米になってるかというのが一つと、それと、当然これ、東側が1,000平米買えたとする、道路に面してるわけであって、いい事だなと。これがなかったら、この部分が狭くなってしまふのかなと思って懸念してたんですけど、広くなる。何メートル道路ができるのか、これもう一度確認です。それとこの西側なんだけど、上りの、まず、この東側の土地買うとして、用途はどうするのか。それと、西側の方は今後どうなってるのか、交渉を進めるのか、それともちょっと無理なのか。それともちょっと聞かせてもらえますか。

町 長 私の方から、西側の関係等については、これは将来的な問題ですか

ら、相手方の地権者が将来買ってほしいというご要望、今の金額等、あるいは金額の関係等について、整合ができますと、我々としてもやっぱり確保していきたいと思っておりますし、そういう事も踏まえて今の段階では値段的に合わない、また地権者も売る気もございませんから、だめですけど、将来的にまた気持ちが変わってくれば、値段を考えて、今の値段よりもできるだけそれに近いか、あるいは地価で買わせていただくという事に、相手方がおっしゃっていただくなら、将来的には町が買っていきたいという気持ちでございます。あとの関係については、担当課が申し上げます。

福祉課長 西側の部分の面積でございますが、1, 300平米でございます。先ほど、東側の部分は1, 000平米という形でお答えさせていただいております。それと、用地の利用という形ですが、北側につきましては、当初も申しておりますように、建物を建てていくという事を考えておきまして、その南側に、東側の部分がつながりましたので、駐車場へ行くのに使える用地が確保できたという風に考えております。ただ、東側の道路につきましては、町が買収できましたことによりまして、今度、建物の使途も考える中で、考えていきたいという風に考えております。

住民生活
部長 課長の方からご説明申し上げましたように、まだ、土地の取得というのが一応まとまったという状況でございます。だから、里川委員とか木田委員とかにもご質問ありましたように、どういう計画をもって、していくか、という事はまだつまっておらないような状況の中で、東側の道路部分につきましても、どれだけの道路幅員が必要になるかという事は、実施設計の段階で検討させていただきたいというようには思っております。それと、この北と南が分断しておったのが、真ん中、取得できるような状況になってきたという中で、建物のレイアウトがどのような形なのか、また里川委員からもありましたように、制度の改正に伴っての、施設の整備状況をどうとらまえていくかによって、

かなり建物の形態等が変わってこようかと思しますので、今の状況の中では果たしてどういう形、土地利用を図っていくか、建物の配置をどうするかというのは、まだ未確定という事でご理解をいただいております。ある程度まとまって参りましたら、当委員会にもご提示を申し上げ、考え方なりをご提示をさせていただき、委員のご意見等もお聞かせを願っていきたいなと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

三木委員 建物の計画もまだ決まってないので道路幅も確定しないという事ですけど、以前から申し上げているように、人の出入りがあって、一時に車が集中するという事も考えられる、特に朝夕ですね。その場合にこの道が恐らく、ここの買収できた事によって、往復という対面にはなっていくとは思いますが、以前から申し上げているように、法隆寺線の方に抜けるような道という事もお検討いただけないか、という事は申し上げているので、その事もちょっと考慮しながら、ちょっとお考えいただきたいことを申し上げておきます。以上です。

委員長 他にございませんか。木田委員。

木田委員 それとは関連してますねけど、一応20年に完成するような計画であれば、やはり今の保健センター、そして、福祉センターですか、それらの跡地、施設の利用というのか、それについてどういう風に考えてはんのか。やはり先に見えてきたという事であれば、それもある程度聞いていた方がいいの違うかなと思ひますねけど、どうですか。

町長 今回の保健センターの関係については、役場の分庁舎という形で利用していきたいというのが、やっぱり機械化が進みますから、機械庫あるいは書庫の関係等もございますから、分庁舎。今の社会福祉協議会等については、今、藤ノ木の関係等について、できますけども、斑鳩町から出土する関係等についての、いろんな埋蔵の関係等もございま

すから、そういう事も踏まえてやっぱり近くにそういうものを置いておくというのか、各町内から出てきた遺物等の関係等についての保存というものも、十分考えていかんと、やっぱり藤ノ木と整合するような関係で、そういう事も踏まえた中で考えて参りたいと思っております。

委員長

他にございませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3月議会に付議が予定されている議案について、予め説明を受けることにいたします。

レジメの(1)から(5)の条例の一部改正についてであります。いずれも指定管理者制度に関わり、現行条例の条文整理等を行いたいとのことであり、順序を変えて所管ごとに合わせて説明を求めたいと思っておりますがよろしいですか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、所管ごとに合わせて説明を求めると致します。

(1) 斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について、
(4) 高安ふれあい交流広場設置条例の一部を改正する条例について、
合わせて理事者の説明を求めます。清水環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、3月定例会提出議案の(1)でございます、斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について、(4) 高安ふれあい交流広場設置条例の一部を改正する条例について、あわせて説明をさせていただきます。

先ほど委員長の方から若干触れていただいたんですけど、この2つ

の条例の一部改正と、このあと福祉課の方から説明をさせていただきます、(2)斑鳩町福祉会館設置条例の一部を改正する条例について、(3)斑鳩町立あゆみの家設置条例の一部を改正する条例について、(5)斑鳩町立老人憩の家条例の一部を改正する条例について、それぞれの条例の一部を改正する条例につきましても、いずれも両課、2つの課が所管しております施設の管理につきましても、平成15年に地方自治法の一部改正がされ、定められました指定管理者制度につきましても、これを適用していくのか、それとも直営で管理をしていくのか、という事を検討させていただいたわけですが、ここで申します直営と申しますのは、嘱託及び一部の業務の委託を含むもの、でございますけれども、その検討の結果、いずれも直営で管理していくという事といたしましたので、この事に伴いまして、各条例の一部を改正する必要があるという事で提案をさせていただくものでございます。なお、直営といたしました理由等々につきましては、各条例ごとに説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

それではまず、(1)斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例についてでございますが、そもそも、この斑鳩町営自転車等駐車場はJR法隆寺駅周辺の放置自転車の対策といたしまして、設置したものでございます。また、使用料の徴収の事務など、一部の業務につきましても、これは障害者の自立支援事業の一環といたしまして、斑鳩町身体障害者福祉協会の方に委託をしているところでございます。この事に対しまして、指定管理者制度の目的と申しますと、今更私が申し上げる事でもないかも知れませんが、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、施設管理に民間能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図る事等であるという事でございます。そうした目的から見ました場合、先ほど申し上げました当施設の性格から、指定管理者制度には馴染まないという事から直営としたという事でございます。この事に伴いまして、資料1にございますように、地方自治法との整合性を図るための条文整理を行うものでございまして、具体的には現行条例、右側でございますけ

れども、現行条例の第12条に定められております管理の委託についての条文を削除いたしまして、続きます13条以下を1条ずつ繰上げるといふものでございます。この12条に定めておりますのは、改正の前の地方自治法におけます、いわゆる管理委託制度という考え方に基づくものでございまして、この管理委託制度が改正されて、指定管理者制度とされたという事でございます。蛇足となるかも知れませんが、もし、当施設の管理につきまして、指定管理者制度を採用するという事ございましたら、そういう結論を出したという事ございましたら、左側の新のところに、第12条といたしまして、指定管理者制度に定めるべき条文が入ったという事でございます。

続きまして、(4)でございますけれども、資料として4でございますけれども、高安ふれあい交流広場設置条例の一部を改正する条例についてでございます。この施設につきましては、衛生処理場の設置に伴いまして、高安自治会の方からのご要望にお応えして、多くの世代の人たち同士が触れ合うことによって、世代間の相互理解を深め、町づくりが推進されることを目的といたしまして、平成8年に設置した施設でございます。この施設は交流館、そしてゲートボール場、子ども広場で構成されておまして、それらの施設につきましては、設置の当初から高安自治会において管理をお願いしているところであります。とは申しましても、町からの高安自治会への経費の支出はございませんで、光熱水費につきましては、高安自治会の方でご負担をいただいているところでありますし、また、当該、各施設の使用料は無料となっております。そうした性格の施設でございますので、先ほど申し上げました指定管理者制度には馴染まないという事で、これにつきましても、町の直営とさせていただいたところでございます。このことに伴いまして、資料4にもございますように、地方自治法との整合性を図るための条文整理を行うものでございまして、具体的には現行条例の第4条に定められております管理の委託についての条文を削除いたしまして、続く第5条以下を1条ずつ繰上げ、それと、第5条及び第7条にございます、管理者を通じて、という文言を削除すること

によって整理をするというものでございます。この第4条に定めておりますのが、斑鳩町営自転車等駐車場条例のところでも申し上げました事と同様、改正前の地方自治法での管理委託制度の考え方に基づくものでございます。

以上簡単ではございますけれども、斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について、及び高安ふれあい交流広場設置条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきますけれども、今現在、それぞれの団体をお願いしております業務の一部委託という形につきましては、条例が改正されましたあとも、基本的には何ら変更はございませんで、条例の整理だけを行うという事でございますので、その点も含めてご理解賜りますようお願いいたしまして、環境対策課の説明を終わります。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(2)斑鳩町福社会館設置条例の一部を改正する条例について、(3)斑鳩町立あゆみの家設置条例の一部を改正する条例について、(5)斑鳩町立老人憩の家条例の一部を改正する条例について、合わせて理事者の説明を求めます。西川福祉課長。

福祉課長 (2)斑鳩町福社会館設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。先ほど清水課長より説明がありました理由によりまして、本条例の改正を行うものであります。斑鳩町福社会館につきましては、斑鳩町の福祉の増進を図るため、本町の福祉活動の拠点として設置しておりまして、斑鳩町に居住されている方で、設置の目的に沿った研修会及び会議等を開催される場合に、無料で利用できるようになっております施設であります。また、福社会館は現在、斑鳩町

社会福祉協議会の事務所としても無償で貸しておりまして、その施設の管理は、町が直接行っている状況であります。このことから、検討を行いましたところ、この施設は利用者または団体が、それぞれの目的に、研修や会議を開けるために会議室を提供するものでありまして、町の地域福祉の推進のための施設であることから、採算性を重視するものではありませんことから、指定管理者制度の目的であります、管理運営等の経費の削減、または独立採算による管理運営等という目的には馴染まないという事から、直営で管理していく事といたしました。資料2をご覧くださいと思います。新旧対照表でございますが、これによりましてご説明させていただきます。第5条であります。管理の委託という条項ですが、これを削除します。第6条を5条に改めるというものであります。この第5条につきましては、先ほど清水課長の方から説明がありましたように、管理委託制度にかかります条文でございますので、この条文を削除するというものでございます。

次に(3)斑鳩町立あゆみの家設置条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。これにつきましても、今ご説明いたしました福祉会館と同様でございます。この斑鳩町立あゆみの家につきましては、児童の健全な育成及び障害者、また障害児を福祉、並びに社会福祉の増進を図るため設置しておりまして、設置の目的に適合した事業を実施する団体が無料で利用できるという施設でございます。現在は斑鳩町福祉作業所及び療育教室訓練事業に使用されておりますが、その施設の管理は町が直営で行っております。このことから、検討を行いましたところ、この施設は斑鳩町福祉作業所がその団体の目的のために自主運営で利用されており、その事務室、作業所、作業室等を提供するものでありまして、採算性を重視する施設ではないことから、指定管理者制度の目的には馴染まないという事で、直営で管理していくという事にいたしました。資料3の斑鳩町立あゆみの家設置条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表をご覧くださいと思います。先ほどと同じように第5条に管理の委託という要綱が誤字です。この部分を削除しまして、第6条を第5条に改めるというもの

でございます。

次に、（５）斑鳩町立老人憩の家条例の一部を改正する条例についてであります。斑鳩町立老人憩の家につきましては、斑鳩町の老人のレクリエーション等の場を与え、老人の心身の健康の増進を図るために設置しており、斑鳩町に居住されております60歳以上のお年寄りがお風呂や会議室等を無料で利用できる施設でございます。また、東老人の家と西老人の家の2ヶ所がございまして、その施設の管理は町が直営で行っている状況であります。このことから、検討を行いましたところ、この施設は利用者または団体が、それぞれの目的のために、お風呂や研修室や会議室等を無料で利用されるもので、町の老人福祉のための施設であり、採算性を重視するものでないという事から、指定管理者制度の目的に馴染まないという事で直営で管理していく事といたしました。資料5で説明させていただきます。第8条であります。管理の委託という事でこの条文を削除させていただきます。この条文というのは管理委託制度の条文でありますので、削除させていただきます。第9条、第10条につきましては、第8条を削除した事によりまして、同じく第9条を8条、10条を9条という事に改めるものでございます。

以上、福祉課にかかわります条例の一部改正をご説明させていただきました。3月議会にこの条例に改正を提案させていただきますので、よろしく願いいいたします。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 ちょっと一つは意見なんですけどね。この資料5は、環対から出てる1と4と、字の大きさある程度、一定なんですけどね、2と3については、空白がたくさんあるのに、字がすごく小さくなっているんですね。今後、できるだけ揃えていただいて、字大きい方が読みやすいですので、それは事務的なことなんですけど、ちょっとお願いしてお

きたいと思うんです。それとですね、私、説明聞いてて、大変申し訳ないです、理解がもうひとつできないので、教えてほしいんですが、福祉会館の関係なんですけどね、他の施設については、十分、今の説明で理解ができたわけなんですけれども、福祉会館につきましては、社会福祉協議会というのは一応、法人格をとって、介護保険などの事業を行っているところなんですけれども、そういった法人に委託、今度、介護保険の関係で地域包括支援センターの設置とか、それは町が直営の委託という格好になるんやろうけども、ただ、そういう絡みもずっと考える中でも、この指定管理者制度という形に当てはまらないのかどうか、それが、更に今後発展していったら、先ほど1番目に出てた、総合福祉会館、これも今後センターができれば、社会福祉協議会の方に管理の方をお願いしていきたいという考え方も一定、以前から示されていると。そんな中でそれは、指定管理者制度という事に当てはまらないのか、町の直営と言い切れるのか、私、そここのところが、ちょっともう一つ理解がしきれないんですが、どういう風に考えたらいいのか、法人に委託をする事について、しかも収益上げてはる法人ですのでね。その事をどういう風な考え方でこちらも捉えていいのか、私もちょっと分かりにくいもので、その辺が、できたら分かるように説明していただけたらありがたいんですけど。

住民生活
部長

この社会福祉協議会に利用していただいております福祉会館につきましては、介護保険制度の発足以前からその利用はあったと思うんですけれども、介護保険制度が制度実施される時には、色々民間企業も参画があろうであろうという予想もされておったと思うんですけど、そういうことも、想定がされておっただけの中で、実際にその民間が、そういう介護保険制度に則って、事業を開始するかという事も、かなり不安な点もあったので、そういう事で、社会福祉協議会にその介護保険制度に伴います事業等も実施をしていただいているという状況であります。そういう事から、まず、一つといたしましては、管理委託は社会福祉協議会には、今の実務上として、やってはいただいております。

ないという事でご理解をいただけたら。町の方で直接、管理を行っているという状況であります。ただ、利用してもらっているサイドからして、通常の、ちょっとした事に対しての管理というんですか、我々の方に、そういう、こういうところが問題点がある、という指摘等もいただいているという事で、直接的に社会福祉協議会に、今の福祉会館を、管理を任せているという状況にはなっておらないという事で、それでいて、今現在は、福祉会館は福祉課の方で直接管理をさせていただいているという事で、課長の方からも直営で実施をさせていただくという事の説明をさせていただいたということでご理解いただければと思います。

里川委員 町の考え方、きちっとそこでもう一遍明らかにしといてもろたわけなんですけど、ただ、私も話聞いてて、何とも、どうもちょっと腑に落ちないというのか、分かりにくいなと思って、私らから見たら完全に管理委託をしているような状況に見えますし、今後、総合福祉会館になっても、どんな風になっているのか、そこね、条例とあわせて、条例どおりきちっと線引きして説明できるようにしといていただけたら、それで結構です。これからもつながっていきますので、私もそのところがちょっと曖昧やったんかなと、自分の見方もね、含めて、分かりにくいなと思ってたんで、ここは、どうなるのかな、社会福祉会館というのはどうなるのかなと、ずっと思ってたところだったものですから、町が直営です、という事ですので、直営なら直営という形できちっとやっていただけたら結構かと思いますので、ややこしいところについては、できるだけ分かりやすい対応を示していただきたい。分かりやすく説明していただきたいという事は、今後につながっていく事も含めて、またよろしく願いしときたいと思います。一応、一定理解はできましたので。

委員長 他にございませんか。

次に、（６）斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、

理事者の説明を求めます。西川福祉課長。

福祉課長

(6) 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

介護保険事業計画につきましては、現在、平成18年度から20年度までの第三期事業計画の策定を、介護保険運営協議会においてお願いしております。今まで5回の会議で検討して頂きまして、2月8日の運営協議会では、7段階制の導入と保険料率並びに納期を、4期から8期に改正する事につきまして、ご了承を得たところであります。この後、第3期介護保険事業計画を、最終の会議において、決定、策定していただく状況となっております。この介護保険の保険料率は、介護保険事業計画に定める、サービスの給付見込量に基づいて算出されます事から、第3期介護保険事業計画の策定に伴いまして、第3条の保険料率につきまして、低所得者対策等を取り、第5段階から7段階に改正し、平成18年度から20年度までの保険料率を定めております。今回の保険料の改定につきましては、制度改正によりまして、現行の第2段階が2分化されまして、現行の5段階から6段階になっております。更に、低所得者への配慮が必要である場合は、保険料の段階及び保険料の基準額に対する割合を弾力化して設定できます事から、当町では第3段階は基準額の0.75が基本であるところを、0.7に引き下げました事によって、低所得者の保険料を下げるという事で、対策を図っております。また、その下がった分につきましては、第7段階を標準の1.6という事で、補う事で、設定しております。基準額につきましては、現行の第3段階の月額、3,084円ではありますが、18年度からは第4段階になりまして、第4段階が基準となるわけですが、月額3,900円となっております。

また、普通徴収にかかる納期についてでございますが、第4条におきまして、現行の4期から8期に増やし、保険料を納めやすくするため、本条例の改正を行うものでございます。

以上、概略であります。資料としまして、資料6、斑鳩町介護保

険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表をご覧いただきたいと思ひます。今回の改正箇所につきましては、アンダーラインを引いてある部分でありまして、第3条の保険料率において、現行の5段階から7段階へと変更しております。また、第4条におきましては、普通徴収に係る納期という事でございまして、現行の4期から8期に変更しております。内容につきましては、先ほど、簡単には説明させていただきましたとおりになっておりますので、よろしくお願ひいたします。なお、施行につきましては、平成18年4月1日から施行でございます。3月議会にこの条例の改正を提案させていただき予定をしておりますので、よろしくお願ひいたします。なお、平成17年度の税制改革で高齢者の非課税限度額が廃止される事に伴ひまして、保険料の激変緩和措置の低所得者対策について、今、国の方で審議されております。まだ、その政令等が定められておらず、今回の条例改正で処理できません事から、4月1日からの実施でありますことから、専決処分て処理させていただき事になろうと思ひますので、よろしくご理解のほどお願ひいたします。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 この条例改正につきましてはね、私は介護保険の運営協議会行かしていただけてますから、この事を決めるまでに色々意見は言っているんですが、運協の中で、会長から私、反対意見を言ったものを、議会の方で頑張てやっってください、と会長からも言われておりますので、それでちょっと意見を言わせていただきたいんですが、7段階に階層を広げる事についてはいいと思ひますし、第3段階について、本来0.75のところを0.7に抑えたというところも評価できます。ただ、第7段階については、所得金額500万円てくくって、そこが200万円以上の方が第6、第7が500万円以上、このところてね、6の方

が1.5までいただくわけですね。7については1.6なんですね。ここの差が、200万と500万の所得の差は、そこ、すごく、どんと大きいのに、僅かしか差ができてない。その差と言うのは、たったの年額で4,680円しかないんですよ、200万と500万の差ですよ。ところが、もっと下の方のしんどいところでは、1段階変わるときに1万円前後の差があって、特に第3から第4のところなんか、1万4,000円も差があるんですね。なのに、200万と500万のところの差が4,680円しか差がないという、それはどう考えても、低所得者に配慮したためにこうした、と言ってる割には高額所得者に配慮してんの違うか、と私は思うんですよ。どうしてこれを、第7段階1.75くらいにもっていけないのか、私、そこがどうしても納得できないと。奈良市とか第8段階まで設けて、7も1.75もろてはるし、8も2倍までもろてはるんですね、そういう風に設定、奈良市なんかもしてはんねけど。私どうしてもそれだけは、高い所得の人を優遇してるようにしか見えないと、もともとの段階というのは幅の狭いもので、高い所得の方が払いやすい保険料の設定の仕方やという事をずっと言ってきましたけれども、これについては、運協の中でもどうしても納得できないというて、言ってきましたけども、やっぱりここでも私自身の考え方は、やっぱりはっきり、委員会の中でも示しときたいなと思いますので、ここの、この差が4,680円しかないと、200万と500万って、所得の境界の差が大きいのに、差がこんなに少ないと、他の段階の差より半分もいかへんというような、こんな設定の仕方というのはどうしても納得できないんですけど、もう一度ここでその事について、説明をしていただけますか。

福祉課長 今、里川委員からご質問ありました件につきましては、介護保険運営協議会の中でもいただいた意見でございまして、先ほど説明させていただきましたとおり、現行5段階から6段階というのが中心でございしますが、斑鳩町の場合、所得者対策という事で考えまして、7段階

制をとらせていただいております。委員からありましたように、第3段階で、対策として本来基準額の0.75を0.7、0.05引き下げさせていただいて、その低所得者対策という事でさせていただいております。当然、下げることによりまして、保険料自身下がってきますので、第7段階におきまして、1.6という数字を出させていただいております。総額的に1.6とする事によりまして、0.75を0.7に引き下げたという、バランスが崩れたものが、1.6という階層によりまして、バランスが戻るという事でございまして、そういう風にさせていただいております。ただ、第7段階を1.6から上げるとなりますと、介護保険料全体にまた下がってくるという、またアンバランスが生じてくるという事もございますので、低所得者対策という事に絞っておりますので、全体を下げるという事じゃなしに、第3段階を下げるという事で、そういう形をとらせていただいておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

里川委員

あのね、非課税だった方が課税に変わる方たちというのが、今度、かなり出てくるだろうと予測されるわけですよ。年金の控除額が140万から120万に引き下げられて、特別配偶者控除などがなくなって、高齢者の控除についても、税制が変わってきてる中では、今まで非課税やった方が課税になるやんか、という方が多くなると。そしたら、この保険料の段階かって、一気に2段階上がるような人なんかも出てくるんですよ。だから、そういう意味で全体的に保険料をやっぱり抑えたいという事を、私はずっと思って言ってきたわけなんです。今、課長、図らずも言わはりましたね、保険料全体が影響受けると、そうなんです、そこで1.75にしたら、保険料今、月3,900円って出てるけど、ちょっとでも下がるわけですよ。ちょっとでも下がる努力してくれたらいいじゃないの、と私は思ってるわけなんです。だから、その事をずっと言ってきましたし、少しでも下げる努力をしていただいたら、ありがたいな。一気に段階が上がる方もあるんだし、そここのところの配慮をする意味でも、所得が

500万以上と言ったらかなりの所得です。我々もとても追いつかないような、65歳以上の方で、そんな方が一定180名ほどいはると聞いております。ですから、一定の負担割合、能力に応じて、負担割合をしていただきたい、というのは、あくまでも私はその意見をもっておりますので、どうしてもここは譲れない。それによって、多少でも保険料が下がるんやったら、月3,900円というものを、たとえ半端な金額でも、少しでも下がるものなら下げただけしたら、という風に思っておりますので、これはずっと言い続けてきてるんですが、言い続けてきても、うまく汲み上げていただけないので、さらに、委員会でも、他の委員さん、どうお考えになるか分かりませんが、やっぱり私は議会というところでも、この問題については、きちっと町に対して要望しておきたいという風に思いましたので、意見を言わせていただいておりますが。

町長

里川委員はこうしておっしゃるけども、以前やっぱり3,084円の第1回の料金設定の関係等について、経済省は末をいってるわけですよ、その時にやっぱり5千万円という基金を取り崩してまで、今日、こうしてしのぎを削ってきた。里川さんの斑鳩新聞見ましたら、4,000円以上になるやろと、それを3,900なんぼに抑えてほしいという、1月の時ですか、読ませていただいた。非常にそういう点では斑鳩町の場合は、皆様方の介護保険審査委員会で議論をさせていただいているという事も理解してます。ただ、200万の設定と500万の設定というのは、数字の上ではおっしゃいますけど、やっぱり極力、町としてもできるだけ3,900円に抑えてきたという事も踏まえて、やっぱり評価をしていかんと、なんでもかんでもそういう事で安かったらいいという事では、私はならない。やっぱり安堵町言ったら4,200なんぼという設定になってまいりますし、そういう事を考えますと、町の財政的な問題というのは、今後、そういう点も考え、できるだけ担当と我々と話しをする中では、3,900円に設定をする、4,000円を下るという事でやってきたわけですし、やっ

ぱり200万と500万の関係等については、料率では1.65から1.7、そういう関係等にありますが、私はできるだけ配慮をし、努力をして今回の介護保険の設定をさせていただいたと思っております。

里川委員 あかね、確かに基金も使って、私も3年前には保険料値上げしないように提案した方なんで、提案したそのまま、値上げもせんとしてくれました。ただし、今期終る時に、斑鳩町の基金は3千万ほど残るわけですけど、その3千万についても、取崩しをせず、今後の不安定な、この介護保険の制度に、対応できるように、この基金については取崩しをしないという考え方を示されてますけどね、それはそれで、私は納得したんです。基金を取り崩してまで保険料を下げよ、とは言わなかったと思うんですよね。でも、ただ、その階層については、やはり応分の負担、所得の高い方から応分の負担をしていただく事によって、全体の保険料が少しでも下がるのであれば、そういう努力はしてほしい、すべきであるという事をずっと言い続けてきたんですけど、町の方がそういう風に、500万以上の高額所得の方の保険料については、負担割合から言ったらかなり低い状況になりますけど、そういう考え方を示されているという事については、私は納得できないので、今、意見を言ったという事で、それで終わっておきたいと思っております。

委員長 他に。木田委員。

木田委員 先日、滞納しておられる方から、介護保険料滞納してんねけども、体しんどいので医者にかかりたいという事で、連絡いただいて、町の福祉課の方にご相談を申し上げたんですけど、その方が電話ですかな、町の方に連絡しても相談にも来てくれはらへん、こういう話しなんですわ。だから、ちょっとね、やっぱり、なんぼ滞納してたから言うたって、ある程度事情もあると思うから、相談は真剣に受け止めて、それで、相談にのってあげてほしいなと思っておりますねけど、ただ、や

っぱりこないして、金額設定しても、必ず滞納者が出てくるのは、当然やと思いますので、そうしたんもいろんな事情があって滞納しておられる方が出てきてもでんな、なんか相談したいと言われたら、やはりその人の心を汲んでですよ、相談にのってあげてもらいたいと思うねけども、すぐその日に行ってくれはったよってに、私自体は感謝してますね。だけどそんなんが、大阪市でも問題なつたるように、口利きというような感じで何されたら、また言われへんようになんの違うかなと思うねけども、そういう事はやっぱり町への連絡としては、私らのとってる手段は、それでいいのかどうか、聞かせてもらいたいなと思います。

住民生活 確かに、木田委員の方からお話がありましたように、福祉課の方で、部長 担当は電話を受けておって、対応に行くべきの段階の中で、木田委員の方から電話をいただいたという事で、時間のずれがあったみたいな感じなんですけど、状況的には私どもの方でご相談をしていただく中で、放置しておくというような状況は今までも、私の知る範囲の中ではないというように把握はいたしております。ご指摘いただいている分については、そういう準備をしている段階の中で、議員の方から電話があったという事で、実際、時間的にどれだけのロスがあったのか、というのは、私ども把握できておらないんですけども、もしもそういう状況で、最初にいただいた電話から相当時間が経過しておってから赴いたという事であれば、今後そのような事のないように、対処をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

木田委員 それとね、今、私言ったように、そういうなんをお願いしたらでんな、大阪市でも問題にされとるような、口利きになんのかどうか、それはどうですか。そんなん、ならへんな。せやけど。

町 長 それは、木田委員おっしゃったように、口利きとはならない。結局、介護認定を仮に、定められた中で、それをちょっとやっぱり次に上げ

てほしいんだという事になっては、私はやっぱり、そういう事では以前からもそういう話しもございますように、やっぱり認定審査会というのがございますから、そういう点については、口利きとなると思えますけれども、今の段階では、ただ、その方が、言っても役場が対応してくれなかったよってに、木田議員からちょっと頼みます、という事で、中井部長が答弁したような関係ですから、何も口利きという事ではなしに、町の速やかな対応という事で、これは当然のことであると、私は思います。

木田委員 その口利きというのでですよ、その中にでんな、いろんな状況とか何か、今日の朝日新聞の朝刊に書いてるわけですよ。そしたらね、やっぱり、本当に議員に頼んだら、市民としたら、役所に頼むより早い、と理解してはるからね、だから我々にじきにそういう事を言うて来られるわけですよ。元大阪の助役が、大平さんがそれは口利きやというような事で告発してはる。いろんな事書いてますよ、道路にカーブミラーを設置してほしいとか、道路に水溜まりができるの補修してほしいとか、こんなん、当然見た人が言うべき事ですよ。それが口利きという風にでっせ、とられているという自体が、やっぱりそれはおかしい、私ら議員活動する者としては、おかしいと思えますね。そんなんも言うていいやろか、そこまで言うていいんやろか、とかそういう事もあるし、それやったら町の方でもうちょっと早い事対処してくれはったら、我々何も言う事いらんの違うかなという風に思うねけど、そういうのを、我々はどういう風に判断したらいいのかなという風に思いますねけど。ずらっと、もう新聞読んでくれてはると思うけど、10何項目位こんなんありますね。そんなん、市道の植樹の中にねずみがいる、とかでんな、そんなもん議員が言うたって、皆口利きとか、そんな風にしてとってはる人があるわけですよ。そんな例は別によろしいですよ。我々もそないして、言う前に、やっぱり町民の方から言われたら、できるだけ早い事対処していただいたら、我々もそこまで言わんでもいいようになるからね、だか

ら、まあ言うたら、そういう風にしてほしいなという事なんですわ。
そういう事です。

里川委員 今の話を聞いてて、ちょっと私、心配になったんが、今までから普通徴収の滞納整理については、色々言ってきたと思うんですね。介護保険制度の中では滞納するとサービス利用の時に、色々ペナルティが課せられる中で、私それを心配して今まで色々聞いてた中では、そういう介護保険を利用せなあかん人が滞納している状況にはないという、以前ね、そういう町の説明も受けたことがあって、極力やっぱりそういうサービスが受けれないという状況にならないように、していきたいという事も町の方で言っていたんですが、普通徴収の滞納整理については、今、どんな風にしてはるんでしょうかね。国保なんかやったら、徴収に行っていたらいる方なんかを、臨時で来てくれてはったりしはるけどね。

住民生活 国保も、町税全般にわたりますて、委員の方からありましたように、部長 嘱託徴収員が回ってくれてるところもありますし、それぞれの担当課の職員におきまして、福祉課でしたら保育料、学童保育室の使用料等もあります。介護保険にかかります保険料の関係、それぞれが係、係が毎月その家庭に赴いて、もしくは電話での催促なりを行って、徴収には努めている。これらを、国保につきましても、そういう形で嘱託徴収員なりを、健康推進課の方の職員がそういう形で毎月、毎月そういう状況で赴いたり、電話対応などをして、そういう徴収のアップに努めているという状況でございます。

里川委員 分かりました。そういう生活が大変厳しい中で、制度に関して、サービスの利用ができなくなってしまう方というのが、極力やっぱり出ないように、早い対応をして、少しずつでも払っていただけるようにしていただけたら、という風に思います。

それとね、この条例改正出てきたんで、お尋ねをしたいんですが、

介護保険は大きく制度が変わりますので、この介護保険制度が変わることによって、町の持っている例規集の中にある、高齢者の福祉であったり保健事業であったり、色々な規則、要綱、こういったものも、大きく改正が必要になってくる部分というのがあると思うんですけどね、それらは、今後、この厚生委員会の方へ示していただける状況というのは、どんな風に町の方は考えておられるのか。今日の時点では無理だろうなと思ってたんですけども、今後の、町の方は、厚生委員会に対して、それらの例規集の中に収めてあるものの改正が行われる予定と、示していただけるというの、どういう風にお考えかお聞きしときたいと思います。

住民生活
部長

以前からも、委員の方から、条例の改正については、こういう形で審議ができるけれども、規則とか要綱等については、全然出てこない、委員会に提出がないので分からない、というようなご指摘もいただいております。一応、私どもの方といたしましては、ご提示をさせていただくのが、今までもご意見いただいている中では、ご提示をさせていただいていくという考え方ではあるんですけど、それにつきまして、また正副委員長とご相談をさせていただければなと思うんですけど。これにつきましては、かなりの件数がありますので、次の、議会の開会中のところで、その審議が、ご提示させてもらうのが、十分な時間が、一日あればそれで十分だと、おっしゃられたらそれなんですけど、事前にそういう形でお配りをさせていただいて、見ていただいて、そして、当日の委員会で説明だけをさせていただくというような方法とか、色々ちょっと正副委員長ともご相談申し上げたいなど。ご提示はさせていただきたいなという考え方をいたしております。

里川委員

本当に、制度が大きく変わりますので、これ、本当の斑鳩町の今までの保健、福祉、こういったもの、やってきている中での、規則とか要綱とかが、このままでは合わない。介護保険にしても計画も変わってきますので、だから、そのこのところ、事業の統合などの事もありま

して、かなりこれを触らんとあかんねやろうという事は、私も予測はつくんですけどね、やっぱりその辺、事業についての町の考え方をきちっと示してもらいたい、という事から、規則や要綱についても私たちは中身について、ちゃんと知っておかなければならないと思っていますので、またその辺につきましても、できるだけ整理をきちっとしていただいて、示してほしいという事で、そしたら委員長の方にもお願いしておきたいと思います。

委員長 他にありませんか。

(な し)

委員長 次に、(7)平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、理事者の説明を求めます。清水健康推進課長。

健康推進課長 資料7でございます。平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の(案)についてでございます。この件につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ576万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ27億9,975万5,000円とするものでございます。まず、歳入予算の補正では、第2款の国庫支出金につきまして、歳出の高額医療費共同事業拠出金の整備により、126万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。第4款の県支出金につきましては、国庫支出金の補正同様、高額医療費共同事業拠出金の補正によるもの、また、当初予算では把握できなかった特別財政調整交付金の計上を合わせ、87万3,000円の減額補正をお願いするものであります。それと、第5款の共同事業交付金につきましては、本年度分の交付額の決定に伴いまして、1,342万8,000円の増額補正をお願いするものであります。また、第6款の財産収入につきましては、斑鳩町国民健康保険財政調整基金運用収入の決算を見込み、5,000円の増額補正をお願いするものであ

ります。第7款の繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の額の決定に伴いまして、1,705万7,000円の減額補正をお願いするものであります。

一方、歳出予算の補正では、第1款の総務費におきまして、奈良県国民健康保険団体連合会の共同電算システムの改修費用の負担といたしまして、40万1,000円の増額補正をお願いするものであります。第5款の共同事業拠出金につきましては、高額医療費共同事業拠出金額の決定に伴いまして、507万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。第9款の予備費につきましては、これら歳入歳出予算補正額の差額108万9,000円の減額をお願いするものでございます。

主といたしまして、これら本特別会計の補正につきましては、繰入金等の額の決定に伴う減額補正でございますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(8)平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、理事者の説明を求めます。西川福祉課長。

福祉課長 (8)平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明させていただきます。資料8をご覧いただきたいと思っております。今回、補正をさせていただく内容につきましては、介護保険事業特別会計の既定の歳入歳出予算額に歳入歳出それぞれ1,100万8,000円を増額しまして、歳入歳出それぞれ12億9,099万6,000円とするものでございます。その内容といたしましては、まず、歳出補正予算から説明させていただきます。今回の介護保

険の制度改正によりまして、電算システムの改修が必要となります事から、その改修費用としまして、総務費において100万円の増額をお願いするものでございます。次に、今年度の介護保険の給付額において、現在までの実績から今後の給付を集計いたしますと、事業計画予算を上回る見込みでありますことから、介護給付費において1,000万円の増額補正をお願いするものでございます。内訳といたしましては、そこにありますように、居宅介護サービス給付費、これで1,100万円の減額、施設介護サービス給付費におきまして2,400万円の増額、高額介護サービス給付費におきまして200万円の減額、特定入所者介護サービス給付費におきまして100万円の減額となっております、差引といたしまして、1,000万円の増額補正となっております。また、その下の基金積立金におきまして、介護保険給付費準備基金への積立といたしまして、8,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、歳入におきまして、超過給付額1,000万円にそれぞれの割合において国庫支出金が200万円、支払基金交付金が320万円、県支出金が125万円、繰入金といたしまして介護給付費繰入金125万円、その他一般会計繰入金としまして100万円、介護給付費準備基金繰入金としまして230万円の合計455万円となっております。また、財産収入におきまして、介護保険給付費準備基金の利子としまして8,000円の増額補正をお願いするものであります。

以上、簡単ではございますが、この補正予算につきましては、3月議会に提案させていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長

説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

次に、(9)西和衛生試験センター組合規約の変更について、理事

者の説明を求めます。清水環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、西和衛生試験センター組合規約の変更について、説明をさせていただきます。資料9をご覧くださいながらお聞きいただきたいと思います。現在の規約、資料で申しますと右側の旧の欄でございますけれども、この第5条にも定められておりますように、当組合の議員の数は、現在14名でございます。そのうち各町議会の議長が7名、そして各町の町長7名で、14名が構成されているという事でございます。ただし、当組合の執行機関といたしまして、管理者及び副管理者、収入役を置くこととなっております、このうち、管理者と副管理者に町長が就任されている町につきましては、町長の代わりに現在助役が議員となっておりますという事でございます。ちなみに現在の管理者には施設の所在地でございます、上牧町の町長、副管理者には互選によりまして安堵町の町長、収入役には施設所在地であります上牧町の収入役がそれぞれ就任をされているという事でございます。現在の状況は以上のとおりでございますが、既にお聞き及びであるかという風に存じますが、本年3月31日をもちまして、上牧町の収入役が廃止されるという事になっておりまして、4月1日からは上牧町の助役がその収入役の事務も兼務と言いますか、兼掌するという事となっております。このことから、当組合におけます収入役の事務につきましても、上牧町の助役が行う事となる事から、当組合の収入役にかかる規約を変更する事が必要になるという事が一つございます。それと、上牧町の助役は、管理者である町長に代わりまして、既に議会の議員となっているという事にも関らず、執行機関である収入役事務を取り扱うという事では、不具合が生じるという事がございます。それと、また、この本規約の変更につきましては、地方自治法の定めによりまして、奈良県知事の許可が必要でありますことから、本規約の変更につきまして、事前に組合の事務局の方と、奈良県と協議を行っております。その協議の中で、一部事務組合の議会の議員に助役さんを充てるという事につきましては、地方自治法の主旨から好ましいと

は言えないという事で、今回のように組合議会の議員に関する規約変更を行うというこの機会に、選挙の方法によって選出するような規約にするように、という奈良県からの助言もございました中で、見直しが行われたというところでございます。そうした事から、資料9の新旧対照表にございますように、議会の組織について定めました第5条、ここでは、町長が管理者及び副管理者となる場合は、現行によりますと助役がその代わりとなって議員となっておりますけれども、変更案では当該町の管理者、町長が管理者及び副管理者になっている町におきましては、助役じゃなくって、議会が選出された議員が就任するという形を定めております。そして、それに伴う議員の任期について定められているところでございます。

資料、もう一枚めくっていただきますと、旧の方で申しますと、組合の執行機関について定められた第6条、執行機関の任期という事で第7条が定められておるわけでございますけれども、第6条、7条では、新しい新の方では上牧町が収入役を廃止する事に伴います所定の変更を行うものというものでございます。付則にございますように、本規約は本年4月1日から施行する事とされておりますけれども、この規約変更につきましては、先ほども申し上げましたように、地方自治法の規定によりまして、各町の議会による議決の後、奈良県知事の許可を受けなければならないという事がございまして、本規約の変更につきましては、先ほど来の議案と同じように3月定例会に提出をさせていただくわけでございますけれども、通常の場合ですと、3月23日に予定されております議会の最終日に、ご議決いただく形になると思うんですけれども、そうなりますと奈良県知事の許可に伴う手続き等勘案いたしますと、日程的に誠に厳しいものがあるという事でございますので、誠に勝手ではございますけれども、3月2日の定例会の初日に議決をいただきたいなという風に考えているところでございます。この事につきましても、ご理解を賜りますように、お願いを申し上げます。簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(10) 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更について、理事者の説明を求めます。清水健康推進課長。

健康推進課長 資料10でございます。王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の一部を変更する規約(案)についてでございます。この件につきましては、障害者自立支援法が平成18年4月から施行される事に伴いまして、障害者が介護給付を希望する場合に、障害程度区分の認定を受ける必要がございます。このため、市町村は障害者自立支援法に基づく市町村審査会を設置しなければなりません。審査会の設置につきましては、市町村の単独設置、または共同設置も可能でございます。設定審査会の委員には障害保健福祉の学識経験者を任命する必要があります事から、町単独で学識経験者を委員として任命する事は非常に難しく、広域7町で協議をいたしました結果、介護認定審査会をお願いしている王寺周辺広域休日応急診療施設組合において、共同で設置する事になりました。この共同設置をするには、王寺周辺広域休日応急診療施設組合において、共同で処理する事務の中に、新たに障害者自立支援法に定める市町村審査の設置及び運営に関する事務を加える必要があります事から、所用の改正を行うものでございます。この関係につきまして、先の西和衛生試験センター組合規約の変更と同じく、県知事への規約変更の許可申請が必要となります事から、許可申請に日数が必要となり、自立支援法認定審査会を4月に設置するため、この3月議会の初日での議決をお願いいたしたく、よろしくお願ひするところでございます。以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいた

します。

里川委員 障害者自立支援法の関係で説明をいただいて、内容については私ももちろん承知しているところなんですけれどもね、この障害の程度区分を判定するという非常に難しい審査会を、この7町でやっていただくわけなんですけどね、これを始める前に全国でモデル事業で施行やらかした時に、1次判定のコンピューターと2次判定とで結果が実態に合っていない状況というのは、介護保険の時と比にならない位、この自立支援法に基づく認定区分の、判定が覆った例というのが非常にたくさんあるんですよ。特に、身体障害者の方の場合は比較的少なくて、まだ、それでも36パーセント覆ってるんですけど、知的障害とか精神障害、ここら辺りは、知的障害なんかは半数近くが覆ってるような状況があって、非常に判定が難しい、コンピューターでの1次判定と2次判定での誤差というのがものすごい大きいと、それは、障害の特性によって、これは仕方ないなど、私は思ってたんですけどね、かなり無理がある事をしようとしてるんだという事で、これから町もこういう事を考えたら大変だろうなど、私も思ってるんですけども、ただ、審査会の方でこんなに判定が覆るような状況が、モデル事業の中でもある中で、審査会をきちっとやっていただこうと思ったら大変だろうと思うんですが、審査会の規模というんですか、介護保険の時やったら、何人を1ユニットとして、何班に分けてとか、色々やってくれてはりましたけど、この障害者との関係、自立支援法に基づく審査会というのは、そういう形で言うと、どういう風な審査会の規模というんですか、形になるのか、ちょっと確認をしたいと思います。

住民生活 まず、合議体といたしましては、2合議体で判定審査会を運営したいと思います。1つの合議体で5人の委員さん、構成メンバーで1合議体を形成して、という考え方をいたしております。その中には、1合議体には、知的、精神、身体、精神の方がかなりおられますので、そういう形で必ず1人はそういう関係する方々は入っていただく、各

合議体に必ず入っていただくという事で、2合議体の編成で考えておりますけれども、入っていただく専門の先生方は、そういう形で全て網羅させていただくような状況になっているという風に考えております。ただ、障害者の判定をされるドクターの先生もその中に入っておりますので、そういう形で一応考えて、運営をさせていただくという事で、現在、診療所の方では取組みをさせていただいて、各関係する審査員の先生方には、一応、内諾もいただいて、2つの合議体の編成はできるという事で、今現在は進めさせていただいております。県下の状況でいきますと、この西和7町の取組みが一番進んでいるような状況になっております。

里川委員 それは今、部長が答弁していただいたとおり、私も、よその情報も色々と掴んでまして、早くからこれを考えてやっていただいていたという事は承知しています。今、まさにこの自立支援法の改正の中で、担当課、すったもんだしてくれてはるんやろと思うんですけど、ただ、先ほど言いましたように、1次判定と2次判定というのは、覆る率というのはすごく高いんですね、モデル事業の中でも。ですから、そのところ、審査会の方でも実態に見合う審査、認定審査をしていただけるように、町としても、今後も努力して行っていただきたいという事を、強く要望をさせていただいておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

以上、3月定例議会提出予定議案については、予め説明を受けたということで終わります。

なお、(9)西和衛生試験センター組合規約の変更について及び(10)王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更については、理事者から説明がありましたように、県知事の許可手続き期間等の関係上、3月議会初日に提案、議決をいただきたいとのことでありますので、委員各位にはご了承いただきますようによろしくお願いを致します。また議会運営委員長及び議長もおられますので、よろしくお願いを致

しておきます。

委員長

次に、各課報告事項について受けてまいります。

(1) 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)についてのうち、当委員会所管に関するものについて、順次報告を求めます。

福祉課長

各課報告事項の(1)平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)についてご説明させていただきます。住民生活部の所管いたしません補正予算についての内容でございますが、福祉課と健康推進課、環境対策課という事でございますので、まず、私の方から福祉課についての、所管しておりますものについて、説明させていただきます。資料11をご覧いただきたいと思っております。まず、歳出予算についてでございますが、民生、ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費では、ふれあい交流センターいきいきの里の充実といたしまして、大広間の増築を計画しておりましたが、今年度の入浴料の見直し後の利用状況を見ますと、町内の利用者が増えている事から、その動向を見ながら、今後の方向性を示して参りたいと考えております事から、今年度におきましては、大広間の、計画しておりました増築工事は見送りたいと考えておきまして、2,500万円の減額補正を予定しております。また、介護保険事業繰出費では、先に介護保険事業特別会計補正で説明いたしましたとおり、一般会計からの介護保険事業への支援として225万円の増額補正を予定しております。以上、福祉課にかかりますものを説明いたしました。

健康推進
課長

健康推進課所管の分でございます。歳入の補正で、国保の保険基盤安定負担金額の決定に伴いまして、第14款の国庫支出金につきまして、204万5,000円の減額補正、第15款県支出金につきまして、1,053万6,000円の減額補正をお願いするものであります。また、歳出では第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目の社会福祉費につきまして、国保財政課の支援事業繰出金額の決定に伴いま

して、27万8,000円の減額補正をお願いするものであります。また、同項の第8目の国民健康保険医療助成費につきまして、繰出額の決定に伴いまして、1,677万9,000円の減額補正をお願いするものであります。第4款の衛生費、第1目保健衛生費の乳がん検診の実施につきましては、400万円の減額補正をお願いするものであります。これは、乳がん検診につきましては、平成17年度からマンモグラフィと視触診を始め、併用して集団と個別で実施する事になりまして、当初予算は前年並みの1500人分を見込んだところですが、受診形態が2年に1回の検診となることから、この最終、12月検診で952名が受診されたことから、残り分につきまして減額補正をお願いするというものでございます。

環境対策
課長

続きまして、環境対策課所管の補正予算についてでございますが、まず、歳入でございます。第14款国庫支出金の衛生費国庫補助金で、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金といたしまして、260万7,000円減、その下の行に汚水処理施設整備交付金といたしまして、393万7,000円と記載させていただいておりますが、これにつきましては、当初予算におきましては、この上段に書いております合併処理浄化槽設置整備事業費補助金といたしまして、260万7,000円、これは浄化槽の数字で申しますと、40基分でございますけれども、この補助金を見込んでおったというところがございますけれども、三位一体改革の一環といたします国の地方公共団体に対します補助金見直しを進めている中で、奈良県からのすすめがございまして、地域再生計画を国に申請をさせていただきました。これに基づきまして、汚水処理施設整備交付金が認められたという事で、当初の260万7,000円を全て減額して、この交付金事業にのせ変えたという事でございます。ただし、ただ乗せ変えるだけでしたら、この交付金に同額の260万7,000円が載ってくるという事でございますけれども、そこには393万7,000円と記載させていただいております。この金額の差がちょうど133万円となりますけれども、これに

つきましては、国の予算編成上におきまして、年度間の事業量の過不足を補うため、平成18年度分、整備分の一部を前倒しという形で平成17年度に交付されるという事になるための予算措置でございます。これは、浄化槽の基数で言いますと、10基分という事になります。そして、133万円の歳入に対応するものとして、すなわち、平成18年度分の前倒し事業費といたしまして、歳出の方で第4款でございますけれども、衛生費のし尿処理費、合併処理浄化槽の設置補助といたしまして、399万円の増額として挙げさせていただいております。補助率3分の1でございますので、133万円の3倍の399万円の増額という形でございます。この補正額が399万円、それと、当初後予算額、合計いたしますと、ここにはちょっと数字出てないんですけど、1,181万1,000円となります。今申し上げました1,181万1,000円から本年度末までの事業執行見込みの金額を差引いたしますと、一番下段に書いております399万6,000円という形になります。これも、差引の関係でございますけれども、基数で言いますと10基分でございます。これを、翌年度に繰越明許費として、繰越をお願いしたいという事でございます。本年度中にこの10基分、なんで執行せーへんねんや、という事でございますけれども、国の方から前倒しといたしまして、その10基分いただいておりますけれども、町がそれを執行した場合、通常、国と一緒にセットで県の補助金も出るわけでございますけれども、この前倒しの分については、県からの補助金は出せないという事でございます。そういう事が一つございます。また、国の交付金が今年30基でございますけれども、来年度もまた30基という保証はどこにもございまして、今のところ10基分しか入れられないという事でございますので、極端な言い方を申しますと、今年30基を施行してしまうと、来年度1基分の予算という事も最悪出てくる可能性もございまして、町といたしましては、各年度でそうした事業量の急激な変化は、利用される方々についても、ご利用される方々の方から見ても不適當になろうと考えておりまして、毎年、ここ数年来、毎年20基ずつ整備を

進めてきているわけでございます。その20基分を基礎といたしまして、来年度も20基分を整備したいという事で繰越をさせていただきたい、他にもちょっと若干理由あるんですけども、繰越をさせていただくという事でございます。なお、こういった繰越の措置につきましては、事前に国及び奈良県とも協議済でございますして、そういう事も含めてご報告を申し上げまして、簡単ではございますけれども、説明とさせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

(質疑なし)

委員長 他に、理事者側から報告することはございませんか。

福祉課長 斑鳩町福祉会館のアスベストの使用状況につきまして、お知らせしたい事がありますので、報告させていただきます。先の8月の厚生常任委員会で、町の公共施設におけますアスベストの使用状況という事で当委員会に報告させていただきましたが、その中で斑鳩町福祉会館の機械室の内部の天井にロックウールが吹付けされておまして、危険性はないと言われておりますが、石綿が含まれている可能性もあるという事で、検査機関において、石綿の含有量について調査いたします、という事で報告させていただきました。その分析結果、11月に報告書という形で出てまいりまして、石綿の含有率が1パーセント未満という事で、石綿は含まれていない、検出しないという結果でございました。このことからロックウールの撤去工事は行わないという事で、現在まで進めておりましたが、しかし、2月10日に検査機関より分析結果報告書の数値において、記入間違いがありまして、石綿が含まれている可能性が高いという連絡がございました。すぐに、再度資料を取りまして、分析の実施を指示しまして、2月13日に検査の

結果が連絡ありました。結果といたしましては、クリソタイル、白石綿なのですが、それが4.9パーセント含まれているという事が分かりました。茶石綿、青石綿につきましては、含まれていないという結果でございました。このことから、このクリソタイルの撤去工事という事を、2月末までに撤去工事を実施するという事で計画しております事を報告させていただきます。なお、この福社会館の機械室につきましては、福社会館の事務室が別棟で建てられておりまして、ボイラー設備が中にも入っており、職員しか立ち入れない施設がございます。また、ロックウールにつきましては、天井部分に吹付けられておりまして、面積は9.5平方メートルでありまして、撤去工事は2月末に予定しておりますが、2日間で終了する予定でございます。以上、簡単ではございますが、報告させていただきます。

委員長 以上、各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終わります。

続いて、その他について各委員より質疑等があればお受けいたします。

里川委員 すいません、前回の委員会、健康推進課の方に、麻しんと風疹の予防接種が混合接種に変わるという事で、ちょっと心配をしているという状況の中で、質問をさせていただいてましたんですけどね、その後、この改正に向けての、きっと未接種の方だったり、片一方だけ受けた方ですね、片一方だけ受けた方というのは、この対象にはなっていないという事から、そこの対応について、これまでどのようにしていただいているのか、また、4月1日から始まってしまいますので、そこまでどういう風にちゃんと対応していただけるのかという事を、確認をさせていただきたいと思っております。

健康推進課長 この件につきましては、先の委員会でもございました。麻しん・風疹の予防接種につきましては、制度の改正によりまして、18年4月

1日から麻しん・風しん混合ワクチンによる接種になりまして、対象年齢も第1期が1歳から2歳未満、第2期が5歳から7歳未満であって、小学校の就学前までという事に変更される事になりました。現状といたしましては、広報掲載や検診、教室参加時等で情報を周知し、啓発を図るとともに、現制度対象者、生後12ヶ月から90ヶ月未満の接種状況を抽出し、未接種者に対しまして、現在では麻しんのみ接種者が49名、風疹のみ接種者は0でございます。この件につきましては、2月1日現在でございますが、これらの方につきましては、電話等の個人通知また電話ですね、そういうやつを行いまして、接種体制に努めております。なお、4月1日以降の麻しん及び風疹単独ワクチンの接種希望者につきましては、接種費を公費負担し、安心して予防接種が受けられるよう、努めて参りたいと考えております。

里川委員 最後、課長が言っていただきました。国は公費負担を市町村に押し付けたわけですけど、斑鳩町はそこは受けようという事で、公費負担するという事を言っていただいておりますが、極力、その49名の方々が3月中に受けれるような条件があれば受けていただいて、体調の問題とか色々ありますので、全部が全部受けれるとは限りませんので、その後、公費対応すると言っていただいているので、ありがたいと思います。

健康推進課長 今、言うております公費負担と言いますのは、4月1日以降で生後12ヶ月から24ヶ月未満という事でございますので、よろしく願いいたします。

里川委員 という事は、2歳未満までという事ですよね。そしたら、もしも、そこへあてはまらない人が、体とかの事情で、受けれないというような事になった時にはちょっと大変かなと思いますので、そこも調整できるように、ちょっと保健センターの方でも努力していただきたいなと思います。金額もばかにならないと思うんですよね、公費負担。

健康推進課長 現時点で、人数と所在、個人通知、個人というものが全て網羅できておりますので、できるだけそういった方、体調を崩されている方がおられましても、まだ若干の期間がございますので、全員が受けていただけるようには、努力して参りたいと思います。

里川委員 2歳以上になられたら、ある程度体調も安定してくるかなと思いますので、努力していただきたいと思います。それとね、もう一つが先ほどからちょこちょこ出てました、障害者自立支援法の関係なんですけれども、これについては、今年の10月1日からスタートする事業とか、10月1日まで猶予のあるものとかいうものもありますので、そして厚生労働省からの政省令が213本あると言われてるけれども、なかなか順調に下りてこないという状況があって、福祉課の非常に対応に苦慮されてるという事も、私、理解してるわけなんですけれども、ただ、だからと言って、黙っとけないんで、方向とか大まかな事だけ尋ねたいなという風に思うんですけど、制度が変わる事によって、今まで支援費制度利用されてた方、これについては、応能負担から応益負担になってしまうこと、この制度の周知の徹底とですね、特にホームヘルプサービスでは、今、利用中の国が示してる平均でですけど、5パーセント程度の方が有料で、95パーセントは応能負担からいくと、95パーセントが無料でサービスを受けてたというような状況があるという事なんですけれども、斑鳩町でも、現状はたぶんそんな事なんだろうと思うんですけども、この辺の周知ですね、制度改正の周知について、どうされるのかと、大きく制度が変わる中で、地域生活支援事業、これは市町村の事業になるわけなんですよね。この中に地域生活支援センターの設置というのもあるんですよね。こんな大変やなど、私ちょっとこれ見る中で、非常に大変な事やなど、作業所の関係とかなってきますし、それと、訓練給付の方では、グループホームなどの関係が給付になりますし、この辺の考え方について、すごく大きく変わってくるなという風に思っ、ちょっと心配してるんで

すが、特にこのセンターの方ですね、作業所なんかが関るこのセンターの方がどんな事になんのかな、という問題。それと、もう一つが、生活保護の境界層については、この自立支援法の中では、利用料を払う事によって、生活保護世帯となってしまう、その基準額を大幅に割ってしまうと、利用料を払う事によってね、そういう方については、基準額までは軽減をするというような考え方が打ち出されてるんですけどね、これは、生活保護の申請をしなければならない、申請をしてこそ、それが受けれるって事になってるらしいんですけども、ここら辺は、利用者の方に、その事を徹底していかなあかんと思うんでね、お知らせしたげんとあかんやろし、時間もあんまりありませんのでね、私、すごく本当に心配してるんですけども、そこら辺りの整理方、今現在どの辺までできてんのか、3月中にどうすんのか。そして、4月1日から施行の分については、実は6月議会でこうするんやと、条例も作らなあきませんしね、これ。条例作らなあかんし、それから介護保険と同じように利用についての計画も作らなあきませんやろ。こんな、今後どんなスケジュールでやろうとしてはんのか、全く。町が苦労してはんのは分かるけれども、我々も全く見えてこないから、そのところはちょっと、示していただくだけは、示していただきたいなという風に思ってるんですけど。

福祉課長 里川委員からのご質問ありました障害者自立支援法の今後の考え方というか、それについての質問でございました。委員も今おっしゃっていただきましたように、自立支援法がこの4月から施行されるという事は決まっておりますが、それに伴います詳しい政省令がまだ下りてこないという状況もございます。その中で4月から始まりますので、町としましては周知徹底につきましては、十分させていただこうと考えております。まず、その政令が下りてきましてから、広報等で周知という事も考えておりますが、その辺は遅くなりますので、2月、3月にかけて、今、支援費制度で現にサービスを利用されてる方につきまして、個々にこちらの方で把握しておりますので、障害者自立

支援法に変わります制度について、説明をさせていただこうと考えております。支給決定までの流れ、それから利用者負担につきましても、先ほどありましたように、個々に措置もありますので、その辺も詳しく個々に説明させていただこうという風に考えております。それから、その後、広報につきましても、4月広報につきましても、大きく自立支援法の改正のポイントという形で周知させていただきますが、その前に個々に訪問させていただきまして、その利用者の方に直接お話しをさせていただこうと考えているところでございます。それと、地域生活支援事業につきましても、来年10月から実施という事になっております。その中で先ほど委員が言われましたように、コミュニケーション支援事業とか、地域活性支援センターの設置も入っております。今、担当課でも地域活動支援センターについては、どういうものかという事でちょっと論議をしておりますが、ただ、広域で設置するものか、例えば町村で一つずつ設置するのという事で検討も始めております。その内容というか、委員さんはこういう方で、というようなものも、そのセンターで協議する事も、こうこうという内容等もまだはっきりと示されていない状況なので、町としても今、どういう形と、町村独自で設置していく必要があるのではないか、という事は考えておるんですが、方向性については、まだ、そういう意味で考えていこうというように考えております。それと、障害者計画につきましても、自立支援法が要綱の中で、その事業計画のサービスの、事業計画を立てなさいという状況になっております。介護保険のものと同じような考え方だと思うんですが、3年間のサービスの事業量をその計画に載せなさい、という事になっておりまして、ご存知のように、うちの障害者福祉計画、17年4月に見直しをしまして、今現在それでやっている状況でございますが、その中に今のサービスの見込量等を加えたもので、新しく設定していこうというように考えているところでございます。それにつきましても、平成18年度中という事で、その計画を立てなさいという事になっておりますので、18年度に入りまして、障害者福祉計画推進協議会の方で、また検討等していただく事になる

うかと思いますが、その辺、その状況等まだ、県の方へ問合せをしている中で、はっきりしないという事でございまして、担当課としても精査して現在申しましたような状況でございます。

里川委員　　今、課長の答弁聞いてて、納得でけへんかったのは、障害者福祉計画、これ策定する事、事業量とかそういうのを義務づけられた、市町村も義務づけられた計画なんですけどね、そら当然、元々ある障害者計画との整合性は必要なんです。けどね、給付量とか事業の特性とか考えたら、ちょっと言うて悪いですけど、今の障害者計画を作った策定委員会のメンバーで、これ作るのは無理ちゃいますか、ちょっとメンバーかなり入替えんとあかんの違いますか、私ちょっと今それを聞いてて、心配になったんですけどね。ちゃんと考えてもらわんと、この3障害の対応できる状況の中で、きちっとこの事が分かる方入ってもらって計画立ててもらわんと、そんなんえらい事になんと思っただけ、今ちょっと心配になったんで、それはきちっと考えてやっていただくようお願いしときたいなという風に思います。それとね、確かに地域生活支援事業、10月からなんですけれども、地域活動支援センター事業というのが、市町村の必須事業という事になってるんですね。だから、これはえらい事やなと思っただけ、私もちょっとその辺、今後ちょっと色々研究していかなあかんねんけども、必須の事業と必須でない事業と分けて書いてあんねんけど、この意味もよく分からないんですけど、とにかく自立支援法もややこしいなと思って、私も頭痛めて難儀してるんですけどね、必須のもの、そうでないもの、それから、これまでやってきた事業、こういったものの関係の中で、どんな風に捉えたらいいのかなというものが、私も分かりにくくてね。町としてはこれまでやってきはった事業について、どんな風に考えてはんのか。それと必須と言われている事業とそうでない事業について、どんな風に考えてはるのか、大きく捉えたところで、ちょっと方向だけ尋ねときたいなと思うんですけど。

福祉課長

今、言われましたように必須事業につきましては、町で今取組んでおります事業もその中にはございます。それをまた今のコミュニケーション事業とか日常生活用品の給付貸与事業、そういう移動支援事業というものが、地域生活支援事業の中に入ってきているもので、これは町村独自で考えなさいというものでございます。ただ、考えるにいたしましても、必ず設置しなければならないという事業も、先ほど言われましたように、その中にございますので、それは今現在やっておるものは、継続していきますし、新たにしなければならないというものがございましたら、それは検討して、実施していく方向にしなければならないと考えております。

里川委員

分かりました。そこらのところも、私自身も整理しながら色々ちょっと見させてもらってるんですけど、町の方も確かに213本もある政省令が、十分下りて来ないというのは、非常に困難な事になってるんだらうと思いますので、今の段階では私もあれですけど、一定のやっぱり障害者の方々の生活、権利を守る立場で私もこれからいろんな事提案をしていきたいなという風に思いますが、訓練等の給付というところには、特に知的障害者の方のグループホームの問題もあって、これなんかは、義務的経費で行われる、訓練等の給付というものもありますね。ですから、グループホームなんかの問題についても、町としても、これは国が義務的経費でやると言ってくれてる問題ですので、本当の意味での自立支援になるサービスだという風に思っていますので、こちら辺りもきちっと位置付けて見て行ってほしいという事と、さっき言いました生活保護の申請が必要になる、軽減措置ですね、このところについては、十分、今まさにそういう利用状況見の中でね、そういう方の抽出をしながら、申請してけへんねんから知らんわ、ではなくて、できるだけ申請を促すようにして、対応をしたげてもらわんと、生活保護の申請がなければ、この軽減が受けれないという、こういう事になってるんで、このところもきちっとやっていただきたい、とりあえず今のところそれだけ、お願いだけしときたいと思います。

委員長 木田委員。

木田委員 昨日ですか、グループホームの方ですね、町長に町営住宅の使用というんですか、それのご相談に来られたという風に、来はった人が言っておられたんです。各議員の方のところをお尋ねして、そして何とか町営住宅の使用を、できるようにならないか、という事をお願いに回ろうと思ってますね、という話でしたんですねけども、私はその時に、今の町の町営住宅条例ではそれは無理やろうと、せやけど、これはこれから勉強してですね、いろんな村でも町でも市でも府でも、住宅、自治体の住宅を利用して、グループホームを運営してはるというような資料も持ってきてはるし、そういう事にならないのかな。今なんか、現在8万4,000円か家賃を払ってはるらしいですわ。だから、個人としたら、今現役で働いておられるお子さんの親の場合は、負担もそれほど感じないと思いますねけど、これからだんだん高齢化になってきたら、年金生活になってきたら、やはり負担も増えてくるという事ですね、何も優先とかそういう事でなしに、みんなと平等に抽選なり、申込んでもらって抽選をを受けて、そして仮に当たればそういう所へグループホームとして入ってもらおうという風な考え方にならんのかなという風な話はしたんですねけども、そういう考えは全くなしに、家賃的な何はどういう風にしてはんのかちょっと分からへんけども、なんぼか補助は出してはると思うねけど、8万4,000円に満たしてんのかどうかも分からへんし、その世話してくれてはる人の給料とかも、やはり出さんなん以上は、なかなか大変な運営やと思うので、やっぱり町営住宅でも8万4,000円と比較して安いとか、と言ったら安くないという事もあるかも分からんけど、だけどやはり地域の中でやっぱり、生活していこうと思ったら多くの人の中で生活していくのが一番いいのではないのかなという風な思いもあって、皆さん議員さんの中に、話しに行っておられると、これから行きますねんと言ってはったから、そういう風に思って、皆誰か言ってくれば

んねんやったらもう私は何しとこと思ってんけど、まだ誰も言ってくれはらへんから、それをどういう風に、町は受け取ってはんのか、その点をちょっと聞かせてもらいたいと思う。

町 長

この経過を言えば長くなると思いますけども、私はグループホームというのは、最初に鳩水園の隣の部屋を提供したんです。そしたら梶川議員さんがああいう場所悪いやないか、という事で断られた。そして、並松で始められて、そして興留の神社の前で、当初7万5,000円、月、してなんぼかですね、ただ、問題は4人でグループホームをできるという事で、県議会の梶川さんがそういうものを作ったらええやないか、という事でお話をされた。私はあえて町からですよ、あえてそういう事の中で貸してほしかったら、鳩水園のところ使っただいて、という事を私、提案したんです。今、町営住宅を貸してほしいという事になってきたら、やっぱり私かてグループホームのあり方というものを、今現状考えたら、4人ですけども、1人は実質病気になるって、リタイアされている。毎日、家の前、交通整理してたら、和美ちゃん気付けて行きなさいよ、という事で毎日言ってるんですけど、そして、一人は櫃原から来られて今4人で、あゆみの家になってますけど、私はやっぱりそういう事で、もし事故起こった時どうなるか、やっぱり歩いてくる現状、興留神社から歩いて来られた時に、交通事故でも遭われた時に、そういう事の実態も把握して行って、どういうところがいいのか、やっぱり今になったら、困窮してるから、町営住宅で空いてたら、空家の募集見て来てん、という事でなしに、やっぱりもっとあゆみの家の中で、そういうものを審議をしていただいて、中にはやっぱりそういうとこ、町長貸していただくところだったら、という事で使われた事は使われたんです、現に。それで向こうへ行かれたから、そういう事になってますけど、私はやっぱりそういう事もう少し十分検討しながら、私かて昨日唐突に来られたんです。町長さん、町営住宅空いてるとこ貸してください、恐らく私は、補助金制度が、今、木田委員さんおっしゃるように、だんだんと減ってくると思う。

国と県は減らしてくると思う。そうした時に町に負担せい、とこうなると思う。総会の時にも皆さん一覧表見たら分かるようにですね、陽だまりの家の関係のこの予算見たら、結局町は、1,000万か、何か町も補助しながら、最終的には町がずっと持ち出していかんなあかんと思います。だから、そういう事も十分考えて、やっぱりまずは、その、あゆみの家の運営協議会かそこらで審議をしていただいて、そしたらこういう事で、将来的にこういう事でいこ、というのだったら、私の方に要望書でも上げていただいたら、分かりますよ。私はあえてそういう点では先に、町の鳩水園の隣の部屋を、空いてるから、空家やからそこを使ってくださいと言ったら、あんな場所悪いからという事で断られた事も事実、私も、そういう点ではせつかく町がこうして提案をしてるのに、断られて並松の、小学校の前位のところ借られて、それから興留行かれたと思いますけど、3年やってこられたという事で、恐らく家賃が今、8万4,000円やから、年間100万円ほどかかるとは思いますけど、当時は7万5,000円かなんかおっしゃってた。そこらの事十分決めていただいて、私のところへ来られて、議員さんにも回ってますよと、回ってくれるのは結構やけど、果たしてその町営住宅でも、陽だまりの家に貸しますよと言ったら、他の方々の関係というものも、十分考えていかんと、やっぱり今、特にですね、精神病の関係で、今、西和家族会というのは王寺で、ある民家を貸してやろうという事があったんですけど、付近の住民は全部反対なんです。それを今整理するために一生懸命やっておられるけど、なかなかいかないという事で、それはやっぱり町営住宅に住んでおられる方々が、急にこの陽だまりの家をここへお願いしますと言ったら、やっぱり何らかの事をおっしゃるとは思います。そういう事がなかったら一番ベターなんですけども、そういう事も十二分に検討しながら、やっぱり進めていきたい。私は陽だまりの家の関係等については、皆さん方、恐らく議員さんそこへ、これを回って来ました、という事で行かれると思いますし、朝からの建設水道委員会でもそんな話出てましたからですね、やっぱりそういう事も十二分に、私は研究しながら、グルー

プホームが、みんながうまくいけるような体制づくりを、私は将来的にはね、やっぱり今、考えているのは、やっぱり皆さん方の知的障害も障害者の関係も一本になられるのかなられないのか、別でいかれるのか、そういう事については、今の福祉会館の周辺に土地を買いますから、土地は提供するけれども、建物だけは自分らで建てなさい、という事も将来的には考えていかなあかん、という事は申し上げているんです。自分らの自立のことを考えて建物だけは。そのかわり、町は場所くらいは、土地の提供位はさせていただくという事を考えて、やっぱりそこらも踏まえて、考え方をしていかなと、今もう、町営住宅空いてるよってにそこへ行きますわ、というんじゃないしに、将来自分らがここで全部所帯がでんのかできないのか、そこらのとこも十分に考えんと、今すぐ、ただ場所的に、金額が高いから変わるとかいふんじゃないしに、やっぱりそういう事も将来含んで考えていかなと、今はあゆみの家も、南部第二保育所が空いたという中で、使っていただけてますから、その事が全ていいかと言ったら、やっぱり耐用年数もやっぱりだんだんと町の関係で、耐震構造の関係もしたら、やっぱりあかんとなってきたら、それをまた町としてもしていかな場合もございますから、やっぱり十二分にその事も考えて、せつかく福祉会館も用地が確保できてきたわけですから、できるだけ大きな規模で土地を取得できますから、そういう事も踏まえて将来的に考えていく事も大事であると。木田委員のご指摘のように、よく分かりますけれども、すぐそういう事にはなかなかないんじゃないかなと、私は思ってますし、町営住宅の皆さん方に、入居しておられる方々の十分ご理解いただかんと、簡単にはいかないんじゃないかと思っておりますし、この関係が一年かかるか二年かかるか、分かりませんが、将来的には、朝の建設委員会でも、国交省の関係に、知的障害の関係の方が入れるという事が決まりましたらある程度しますけども、そら、上牧町とか町営住宅使ってるところは使ってますけど、国交省がちょうど今、朝のあれでは、町営住宅の関係の条例改正も、3月議会に出させてもらいますから、そういう事も踏まえて検討していきたいと思

ます。

木田委員

わし、何も今すぐにとって言ったわけやないんですね。やっぱりそういう考え方はないのかなという事で、そしたら町長も、総合福祉会館の用地も、割合広いように確保した事やから、ほんで昨日来られた方には、今やっぱり作業所というんですか、それが二つに分かれてますわね。だから、それを何とかして、皆さんが話し合って、一つにしたらやっぱりええのと違うか、という話もさせてもらったんです。だけど、なかなか、こっちから話し合っても、なかなかそれに応じてくれはらへん、という言い方してはったからね、やっぱりこれは町としてもそれを、何とかして二つを一つにすんのが、やっぱり一番ベストな方法ではないのかなと。やはり経費的に考えても、いろんな面においても、やっぱり二つやったら効率悪いですわな。だから、それを一つにしてもっていけたらいいのにな、と私はそういう風に思うねけど、なかなか内部的にもその話がまとまりにくいという事でね、そういう事で、なかなかあそこの話もまとまってこないのと違うかなと思いますねけど、やはり親としてはできたらそういう風にしてもらいたいな、という事は、おっしゃっておられたんですねけどね。やっぱりこれからだんだんと高齢化になってきたら、負担というものに対して、何も家賃だけやなしに、いろんな税の面においても負担がやっぱり増えてくるわけですやろ。そしたら、家賃だけやなしに、いろんな負担が増えてきたら、その負担が大きくなるという事に対して、大変や、という事で。今のところ何も、どうのこうの、という事でなかってもですよ。昨日来はった時にはどない言わはったんか、その話は聞いてないですよ。だけど、町営住宅に入れるようなことにならへんのかなと、というそういう話を持って来はったからね。今の段階では、それは無理ですよと、これから先になったらどういう風に、町の方も考えるか分からへんけども、とにかく今のところは、早急に空いたるからと言ってそういう事はできませんと、やはり公開抽選でやってる以上は、やはりそういうグループホームの方も抽選の中に入れるようになんの

かどうかいう、そういう事ですわな。住宅に困窮してる人とか、いろんなそういう条件も中にはあんねけども、だけど、独身というのか、結局言うたらみんな独身の人がグループになって入ってはるというような感じやから、そういう人でもええのかどうか、そういう解釈の仕方もあるからね。それよりも、土地を確保してあげて、みんな話し合っ、なんぼか自己資金も出して、そこで自立しなさいという方法が、私は一番いい方法やとは思いますがね。町長さっき言ってはったように、そこで確保した中で、なんかそういう場所とか、今現在のあゆみの家の中で、そういう風な何ができるのであれば、それが一番いい方法やなと思いがねけど、一応そういう事の、言って来はったという事だけを、これから先、検討していただけたらなという事をお願いしときますわ。

町 長

ただ、もう一点は、あゆみの家で、手をつなぐ育成会というんですか、そういう中でグループホーム入ってない方のご意見も当然あると思います。私はやっぱりあゆみの家をまとめていただかなかったら、これ、なかなかそう簡単にいかない。やっぱり斑鳩町から高取へ行ってる方もおられますから、そういういろんな方で、手をつなぐ育成会に入ってる方々、そういう方々の中であゆみの家という一つのものがありますから、そういうグループホームへ入る、入らない、そして今、櫃原来てる方が一つのこと、4人でグループになってますから、そこらの事もやっぱり十分考えていかんと、私は一番心配するのは、その中でまとまってもらえたら、私はやっぱり、鳩水園のどこを提供しても一部利用された方もあるんです、またそうして並松へ分かれた方もあるよってに、内部をまとまっていかに、なかなかあゆみの家の中でいろんなご意見があると思いますけど、そこをやっぱりまとめていただかんと、まずまとめていただくという事が、その中で我々に要望をいただいたら有り難い話なんですけど、ただ2人来られた中で、グループホームだけの方ですから、やっぱりそういう事も私も踏まえて、そういう答弁させていただきますけども、私もまた議会議長とも

十分相談させていただいて、そういうような検討もさせていただきますけども、ただ、町営住宅あかんの、と言われたら、なかなかそう簡単にはいかないという事で、やっぱりあゆみの家の皆さん方のご意見というのは十分まとめていただいて、審議をしていただいて、十分こうこうで我々はこういう計画持っているという事でしていただいたら、と思います。

委員長 他にありませんか。

(な し)

委員長 私の方から、3月定例会では予算審査特別委員会が設置される予定ですので、例によりまして、当委員会から2名の選出をさせていただきたいと思います。委員を希望される方はありますか。

(確 認)

委員長 そしたら里川委員、三木委員ということでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。両委員にはよろしくお願いを致しておきます。その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

(午後3時40分 閉会)

